

◆ 19 障がい者就労体験事業 の評価と検証

◆重点課題3 健康で生きがいのある地域づくり・・・(5) 高齢者・障がい者・生活困窮者の就労支援

目的

この事業は、市が障がいのある人に就労を体験する場を提供することにより、障がいのある人の就労意欲を高め、自立と社会参加の促進を図るとともに、市職員の障がいのある人への理解を深めることを目的とします。

実施主体、実施場所

野州市障がい者自立支援協議会専門部会（以下「就労部会」という。）と調整しながら、「野州市障がい者就労体験事業実施要綱」（平成22年9月8日施行）に基づき実施しています。

就労を希望する障がいのある人の「はたらく場」や一般企業等での就労準備として必要な「実習・体験の場」が少ない現状を踏まえ、作業所等で社会参加・自立に向けて働いておられる障がいのある人や特別支援学校生徒の進路指導の一助となるよう、市の施設を実習職場として平成22年度から実施している事業です。

対象者

身体、知的、精神又はその他の障がい者（児）のうち参加を希望する人で、次に該当する人

- (1) 市の障害者の相談支援機関又は市が相談支援業務を委託する事業所に利用登録する人
- (2) 市内の就労移行支援事業所、就労継続事業所又はこれに類する事業所に利用登録する人
- (3) 滋賀県立野洲養護学校の生徒
- (4) その他市長が必要と認める人

事業スケジュール (例)

5月	事業の実施内容、スケジュールの確認＜就労部会＞
6月	就労受入事業の募集
7月	実施コースの決定＜就労部会＞、利用者募集
8月	利用者申込の締切
9月	利用者の決定＜就労部会＞
9～12月	事業実施
2月	事業総括＜就労部会＞

令和元年度事業の内容及実施結果

令和元年度 障がい者就労体験事業コース計画表

コース	業務の名称	実施時期	日数	募集人数	所属	就労場所
1	「地域資源のしおり」作成業務	9月25日(水)・ 26日(木)	2日間	2人	地域包括支援 センター	地域包括支援 センター
2	遊具の消毒	9月30日(月)	1日間	1人	発達支援セン ター	発達支援セン ター
3	遊具、教材の修理	12月24日(火)	1日間	1人	発達支援セン ター	発達支援セン ター
4	封筒のマーク作業及びハンコ押し	10月9日(水)・ 10日(木)	2日間	1人	子育て家庭支 援課	市役所
5	①「本のリサイクル市」準備 ②パソコンの入力作業 ③本を拭く作業 ④シールの貼り替え ⑤除草作業	10月23日(水)・ 24日(木) 午前9時30分～ 午後3時	2日間	2人	図書館	図書館
6-1	「広報やす」発行に伴う個別郵送業 務	10月29日(火) 午後2時～5時	1日間	1人	広報秘書課	市役所
6-2	「広報やす」発行に伴う個別郵送業 務	11月27日(水) 午後2時～5時	1日間	1人	広報秘書課	市役所
6-3	「広報やす」発行に伴う個別郵送業 務	12月26日(木) 午後2時～5時	1日間	1人	広報秘書課	市役所
7	除草作業	9月24日(火)・ 25日(水) 予備 26日(木)	2日間	2人	総務課	市役所
8	公用車洗車	12月16日(月)・ 17日(火) 予備 18日(水)	2日間	1人	総務課	市役所
9	給与支払報告書総括表の封入作業	11月28日(木)・ 29日(金)	2日間	2人	税務課	市役所
10	ペットボトル分別作業	11月1日(金)・ 12日(火)	2日間	1人	野洲クリーン センター	野洲クリーン センター
11	市民意識調査の封入作業	10月上旬～10月中旬	2日間	1人	人権施策推進 課	人権施策推進 課
12-1	①郵送用封筒のチェック作業 ②有料道路障害者割引申請書のスタ ンプ押し作業 ③点字広報の郵送準備作業	10月29日(火)・ 30日(水)	2日間	1人	障がい者自立 支援課	市役所
12-2	①郵送用封筒のチェック作業 ②有料道路障害者割引申請書のスタ ンプ押し作業 ③点字広報の郵送準備作業	11月27日(水)・ 28日(木)	2日間	1人	障がい者自立 支援課	市役所
			26日	19人		

令和元年度 障がい者就労体験事業実施結果

業務の名称	所属	利用人数	1人当りの日数
「地域資源のしおり」作成業務	地域包括支援センター	1人	2日間/人
遊具の消毒	発達支援センター	1人	1日間/人
「広報やす」発行に伴う個別郵送業務	広報秘書課	1人	1日間/人
「広報やす」発行に伴う個別郵送業務	広報秘書課	1人	1日間/人
「広報やす」発行に伴う個別郵送業務	広報秘書課	1人	1日間/人
公用車洗車	総務課	1人	2日間/人
障がい者自立支援課業務の事務補助	障がい者自立支援課	1人	2日間/人
合 計		7人	(延10日間/10人)

現状から見えてきた課題

障がい者の就労体験事業については、多様な就労体験の機会が確保され、各所属での障がい者理解の促進と障がい者の一般就労（13人）につながっています。また、社会参加の場としての事業所での意欲向上もつながっています。

■利用者状況（平成22年度～令和元年度）

年度	事業 コース	実施期間	募集 人数	利用者人数（実人数）
H22年度	10	10月～12月	17人	7人 障害福祉サービス事業所 5人 養護学校等 2人
H23年度	9	8月～12月	13人	12人 障害福祉サービス事業所 10人 養護学校等 2人
H24年度	12	7月～3月	21人	15人 障害福祉サービス事業所 11人 養護学校等 4人
H25年度	13	9月～12月	22人	12人 障害福祉サービス事業所 9人 養護学校等 3人
H26年度	11	9月～12月	17人	9人 障害福祉サービス事業所 6人 養護学校等 3人
H27年度	10	9月～12月	13人	11人 障害福祉サービス事業所 6人 養護学校等 5人
H28年度	11	9月～12月	12人	11人 障害福祉サービス事業所 7人 養護学校等 4人
H29年度	8	9月～12月	17人	9人 障害福祉サービス事業所 6人 養護学校等 3人
H30年度	12	9月～12月	20人	9人 障害福祉サービス事業所 6人 養護学校等 3人
R 1 年度	15	9月～12月	19人	7人 障害福祉サービス事業所 4人 養護学校等 3人
平均	11.1コース (全111コース)		15.4人 (全171人)	9.2人 (全102人)

■事業所利用状況(平成22年度～令和元年度)

障害福祉サービス事業所等	利用人数									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
出合いの家	2	3	3	5	6	4	3	4	5	4
陽だまり	1	3	4			2				
ふれあいワーカーズ	2	2	4	3			2			
第二につこり作業所		1								
おおきな木		1								
暮らしを考える会							1		1	
ルミエル							1	2		
県立野洲養護学校	2	1	4	4	3	5	4	3	2	3
県立聾話学校		1								
その他									1	
利用者合計	7	12	15	12	9	11	11	9	9	7

その一方で、平成 22 年度の事業開始から 10 年を迎え、以下のような課題が見えてきたことから、就労部会において事業検証を行う。

- ・利用者の減少
- ・市提供事業の固定化（市役所業務の複雑化・多様化及び個人情報の観点）
- ・利用者の限定化（特に出合いの家、野洲養護学校）
- ・再募集の実施
- ・平成 28 年度より新規採用職員研修として、市内作業所に拡大した職場体験の実施
- ・平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、就労移行支援、就労継続支援等の障害福祉サービスが体系化（平成 28 年の法改正（平成 30 年施行）においても就労系サービスについて一部見直し）
- ・平成 25 年 4 月に障害者優先調達推進法が施行され、役務等の提供業務が開始

アンケートの実施

令和 2 年 3 月に市内各就労系障がい福祉サービス事業所及び特別支援学校に対して、「就労体験事業の実施方法について」のアンケートを実施しました。

回答 6 事業所（全 9 事業所中）

令和 2 年度事業計画及び今後の方向性

就労部会において、アンケート結果を含め、今後の事業実施方針を令和 2 年 5 月に協議予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大により、就労部会が開催中止となりました。

今年度は開催期間を短縮して実施予定で、就労部会が開催しだい、令和 3 年度からの事業検討を協議します。

障がい者就労体験事業に係る評価について

●本事業を利用した事業所および特別支援学校等の意見

対象事業所	アンケート調査票結果		
	利用の目的	利用の効果	課題等
①就労移行支援事業所 及び 就労継続支援事業所	・一般就労に向けてのステップアップとして位置付ける。 ・作業所ではできない体験ができる。 ・市職員が「障がいのある方が働く、障がいのある方と働く」ということについて、理解する。	・施設以外の人と関わり、いつもと違う場所や雰囲気を体験することで、「一般就労」が本人の中で現実味を帯び、今まで以上に仕事に熱心に取り組むようになる。 ・いつもと違う場所で「やってみたらできた」という体験にもなり、次のステップに向けての動機付けになる。 ・様々な作業をすることで、作業理解の定着や新しい事への取り組み、職場でのマナー等、課題や状況を知ることができる。 ・対人関係が課題であるので、色々な体験をして慣れていくことができる。	・作業所で行っている内職に類似する作業が多いので、もう少し目先が違う作業があればと思われる。 ・事前の打合せや当日の訪問等が大切であり、仕事の切り出しを一緒に考えたり、不安の軽減も必要だと思われる。 ・利用者の不安を少しでも軽減するために、本事業の説明や予定等の連絡を早めに入れる。 ・障がい者理解の促進という目的から、体験の場が広がればと思われる。 ・各課の意識や、仕事の切り出しができるように、体験を実施した課から全体への報告、発信が具体的にあればと思われる。
②特別支援学校	・学校以外の場での体験を通して、意識や心構えを持つ場とする。 ・卒業後の就労に対して意識をもつことに繋げるための1つのきっかけとする。 ・体験を通して、生徒の課題を把握し、学校における課題を整理する機会とする。	・実習として自信をつけ、次のステップに繋がることができる。 ・自分の力を知ることにつながる。 ・学校生活とは異なる日程の中での活動ができ、人との簡単なコミュニケーションが取れる。 ・本人の実態を評価でき、今後の課題も整理できる。 ・先生と離れる時間を取って作り、1人で作業する時間を作り、経験を積むことができた。	・実施期間を3～5日にして、継続した中での個々の課題を見られればと考える。 ・お客様や人の役に立つことを意識できる場であればと考える。

●本事業を計画した就労部会、受入先の意見

就労部会(野州市障がい者自立支援協議会)の意見
・就職をしたいと考える方にとって、就労体験をする良い機会であり、自信に繋がる。 ・事業所と違う体験ができる機会である。 ・毎年同様な業務であっても、毎年利用者は異なるので、続けていく必要がある。 ・就労体験が民間企業にも広がることが望ましい。 ・主に高等部1年生であるが、軽度で社会経験が必要な生徒にとって、就労体験を経験することで、大きな自信となっている。 ・学校では見られない集中力があり、きっかけづくりの機会となっているので、今後とも続けてほしい。

受入先(市各課)の意見
・就労体験に関して他課にも引継ぎが必要な場合も考えられるので、他課でも体験を予定している場合は、可能な範囲で情報共有をすべきと考える。 ・個人情報保護の観点から、体験業務に制限があるのは仕方ないことではあるが、各課の提供業務が似通った内容であるので、体験内容のバリエーションが増えたと利用者の方の選択肢が広がり、参加意欲も湧くのではないかとと思われる。 ・途中で様子を見に来られる際に、具体的にどのような点を確認し、また、様子を見た上でどのような感想を持ったのか等の情報のフィードバックがあれば、次回に活かすことができる。 ・複数の作業を用意していたが、本人が帰りたいそうにしたため、作業の切りがよい所で終了したが、それが本人の為になっているのか、難しく感じた。 ・作業内容上、1対1が多かったので、複数人と一緒に協力する経験等に繋げることができなかった。